

被告人 市岡晋一郎

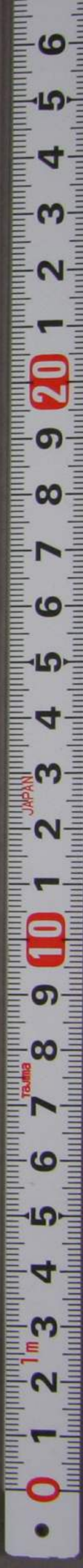
平民

千葉縣第十二大區八小區
下総國葛飾郡十余三村

三井八郎右衛門
総理代文

窮民投産閑艱御規則之御趣旨外存
御吟味許東京上野御裁判所御判決不
法ノ上告之旨

1569



114
A1362



除

東京府第一大區十小區新富町
中町目一番地平民

原告代人 松本善五郎

京都府上京第二十七區油小路

通二條下八二條油小路町三百

四番地平民

三井八郎右衛門總理代人

千葉縣第十二大區八小區下総

大正十一年四月
大隈侯爵邸藏

國葛飾郡十余二村平民

被告人 市岡晋一郎

窮民授産閑墾御規則之御趣旨外
五件御吟味訴東京上等御裁判所
御判決不法ノ上告之答

證據物寫別冊有之

千葉縣第十二大區七小區下総國葛
飾郡豊四季村農東京府第一大區十

小區新富町四町目一番地寄留渡邊
忠兵衛代人右松本善五郎ヨリ三井
八郎右衛門一對スル窮民授産閑墾
地一件東京上等御裁判所御判決不
法ノ上告狀差出候ニ付答辯書可差
出旨明治十年四月九日御達書同月
十三日京都府ヨリ上告狀共御下渡
相成則左ニ御答申上候

上告状中記載ノ各條ハ下文ニ答
辨スヘシト雖モ尚之レニ先チテ
大體ニ就キ辨明セサルヘカラサ
ルモノアリ依テ之ヲ左ニ陳陳仕
候

第一款

抑原告人訴フル所ノ要旨タルヤ下
総國收々閑墾ノ舉ハ無産ノ窮民ヲ

シテ永ク産業ニ就カシムルノ恩典
ニ出タリ故ニ原告人ハ閑墾ニ從事
シ往々地主タルヘキ目的ナリシニ
後ニ該地ハ三井八郎右衛門ノ私有
地タリトノ事ヲ聞キ目的相違スル
ノミナラス根元該地ハ窮民ノ一人
タル原告ニ於テ地主トナルヲ得一
キ權利アリテ而シテ三井八郎右衛

門ハ之レヲ私有スヘキ理由ナシト
思ヘルモノ、如シ果シテ然ラハ其
非ヲ辨セサルヘカラス之ヲ辨セン
ニハ開墾着手ノ原因ニ測リサルヘ
カラス其原因タル窮民投産ニ在リ
ト雖モ然モ其窮民ト稱スルハ專ラ
東京府下ニ在ル所ノ無籍無産ノ者
即チ諸浪士或ハ函館降伏人或ハ東

京府内ノ貧民教育所入ノ如キ類ヲ
指スモノニシテ 此義證據物寫第四
号中己書類中ノ
明文瞭ナリテ是等ノ徒ハ總數六千四百
九十七人正ニ投産ノ實効ヲ舉タリ
原告人ノ如キハ原ト武蔵國八間郡
岸村ニ於テ在籍ノ農又ニシテ開墾
會社開設ヨリ年ヲ経テ後移住小作
ヲ頼出シモノナレハ 開墾會社開設
二年五月

月ニシテ原告人ノ小作証書ヲ差入
タルハ明治四年十二月十日其間三十
ニケ月 其初發開墾着手ノ際ニ於テ
目的トセシ所ノ窮民部分トハ固ヨ
リ別異ナルヘキヲ明ナリ

第二款

已テニ開墾ノ原因ヲ知ラハ次テ開
墾會社ノ大體ヲ知ラサルヘカラス
全体開墾會社ナルモノハ之レ如從

事スルモノヲ大別シテ三等トス其
第一等ナルモノハ三井八郎右衛門
ヲ始トシ會社ニ加入シ政府ヨリ下
付セラレタル官地ヲ拜借セシメ
會社ハ下付セラレタル官地ヲ開墾
義第五款ニ於テ辨明スルハ此地所
ヲ受取窮民ヲ引受開墾ト授産トニ
從事スルモノニシテ其奏功ノ優劣
ニ應シ各自適當ノ權利ヲ生シ其地

所ヲ占有スヘキモノトス則チ開墾
規則上自分入費ヲ以テ窮民授産開
墾ノ為メ四方ニ奔走シ且窮民授産
入用モ三町歩ニ付三十拾兩出金致シ
且印旛沼堀割海岸干瀉新開入費モ
差出シ其出金高ニ應ジ新開地所割
渡ヲ受候者ト有之ヲ以テ徴スヘシ
印旛沼堀割ハ實際行ハレ
難キ事業ニテ着手不相成
其第二等

ナルモノハ窮民授産入費三町歩三
拾兩ノ割ヲ以テ出金シ其引受シ地
所ヲ自カヲ以テ開墾スルモノトス
此ノ如キハ固ヨリ地主ト成ルヘキ
モノナリ第三等ナルモノハ會社ニ
依頼シ開墾債銭ヲ受取成功ノ上小
作人トナルヘキモノトス今マ原告
人ノ如キハ假令開墾會社設立ノ當

初ニ在テ関墾ニ従事セシモノナラ
シモ尚且第三等ノ種類ニ属スヘキ
ヤ明ケン何ントナレハ原告人ハ壹
町六反歩ノ地ヲ以テ金貳拾貳圓ノ
関墾賃料ヲ受取タレハナリ況ヤ其
関墾ニ始メテ従事セシハ該地已テ
ニ三井八郎右衛門ノ私有ニ歸シタ
ルノ後ナルヲヤ由是觀之原告人ハ

到底地主トナルヲ得ヘカラサル
ノ理由ハ明カナルヘシ

第三款

原告人が地主タルヲ得ヘカラサル
ノ理由ハ上文ノ如シ依テ今マ該地
ハ三井八郎右衛門ノ私有スヘキ權
利ノ在ル所以ヲ説明セサル可ラス
然シテ之ヲ説明センニハ関墾事業

ノ沿革ヲ講セサルヘカラス抑此開
墾ノ事タル未タ着手ニ及ハサル前
ハ小金五牧佐倉七牧ニテ其地面四
万町歩餘之レアルヘキ見込ナリシ
モ政府ノ御都合ト實地ノ測量トニ
テ一万三千町歩餘ニ縮マリ窮民ノ
數ハ凡四千人ノ見込ナリシモ六千
四百九十人餘ニ増加シ其資金ハ七

十一万三千六百四十二円餘ノ高數
ニ上リ此内拝借ノ二十万円ヲ引去
ルモ尚ヲ五十一万円餘ハ全ク社中
ノ資財ヲ擲チタルモノナリ蓋シ初
ノ開墾着手ノ際ニ於ル窮民一人檢
産ノ入費三十拾兩ヲ差出セハ則三町
歩ノ地所ヲ引受得ヘキ旨意ニシテ
既ニ規則上ニモ明掲セラレタリ然

ルニ前ニ陳フルカ如ク見込ノ相違
ヨリシテ窮民授産ノ経費ハ之ヲ平
均スレハ一人ニ付金七拾九円餘ニ
及ヒ而シテ引受タル地所ハ窮民一
人ニ付僅ニ一町二反五畝歩餘ニ過
サルノ實際ニ至レリ之ヲ始メノ
目的ニ較レハ六陪三分貳厘ノ資財
ヲ費セリ然シテ其因テ起ル所ハ政

府窮民ヲ救助セラレントスルニ兵馬
ノ餘燼未タ全滅セス 函館戦争ノ御
頃ニ係ル
手ノ行届カセラレサルニ依リ府下
ノ富民ヲシテ此舉アラシメントセ
ラル、盛意ヲ奉體シ各自資財ヲ擲
キ已テニ其成績ヲ奏シタルモノナ
リ此點ヨリシテ見ルモ開墾會社ノ
富民ナルモノハ各自ノ出金ニ適當

スル地所ヲ有スルノ権利アルヲ
徴スルニ足ルヘシ而シテ三井八郎
古馬門ハ此成績ニ依テ得タル所ノ
地面ノ内ヲ以テ原告人へ小作致サ
セ尚開墾債銭ヲ拂タルモノナリ然
ルニ倘シ該地ヲシテ假ニ三井八郎
右馬門ノ私有地ニアラスト云レカ
則テ前年ニ擲キタル窮民授産開墾

ノ経費其償ヲ求ムル所ナキナリ若
シ償ヲ求ムル所ナケレハ之ヲ窮民
ニ惠與セシニ異ナラス抑政府初メ
開墾被仰出タルノ主義富民ノ資財
ヲシテ奉リ之レヲ窮民ニ惠與セシ
メントノ意ナランヤ決シテ然ラサ
ルヘキナリ

第四款

然氏前文ハ唯其原理ヲ云フニ過キ
ス故ニ今其證據トスヘキモノヲ擧
シニ固ヨリ下総牧々ハ開墾着手ノ
際ニ於テ地面ハ會社ニ付與セラレ
タルモノニシテ決シテ償與ニアラ
ス付與セラレタルノ証ハ已テ償
第五款ニ辨明スベシ
與ニアラスシテ付與ナルトキハ当
時已ラニ純然タル會社ノ私有地ナ

リ然ルニ渺邈タル曠原ニ於テ開墾
ヲナスヤ社中各々其擔當スヘキ部
分ヲ區畫セサルヲ得ス故ニ引受タ
ル所ノ窮民ノ數ト之レニ擲タル所
ノ資財ノ額トヲ量リ大凡ク積算ヲ
以テ其地ヲ各自ニ區畫センテ開
墾局ニ上請シ其允認ヲ得タリ元來
會社ノ私有地ナルヲ社中ノ協議ニ

依テ各自ニ區畫セシ上ハ其一部ハ
即チ一人ノ私有ニ歸スヘキヲ敢テ
多辯ヲ要セサルヘシ故ニ地券發行
ノ令アツテヨリ印旛縣廳ハ該地ハ
三井八郎右衛門ノ私有タルノ地券
証ヲ與ヘラレタリ是洵トニ正明確
實ノ証左ニシテ毫髮モ復タ疑フ所
アラサルヘシ

第五款

上文ニ於テ三井八郎右衛門ノ私有
地ナルヲ證スルハ充分ナルヘシ
ト虽モ今又爰ニ別段ナル証ヲ掲ケ
テ愈々之ヲ明著ナラシメシニ第一
東京府葛飾縣合議ノ東京窮民授産
仕法畧卷ノ一
証提物寫第ニ云万一
四号丁見合
成功ノ後若政府ニ於テ開墾地面御

入用ノ節ハ民間ニ於テ田地ヲ賣買
 スル自然ノ公法ヲ以テトアリ若シ
 當初土地ハ會社ヘ付與セラレタル
 モノニ非ンハ此ノ如キノ廳議カ
 一カラサルナリ去明治八年十一月
勸業寮牧野地
 買上ニ準リ御ニハ千葉縣廳ヨ
 リノ照會ニ對シ東京府ハ土地ヲ會
 社ヘ付與セラレタルニ相違ナシト

保證セラレタリ証據物第四三二八
号甲庚見合
 當時開墾局ノ大佑タリシ村上由郎
 殿ニ於テモ同ク之ヲ保證シ且開墾
 會社一般ヘ全地下渡サレタルヲ社
 中ノ願ニ依リ持場分ケノ義ヲ開墾
 局ニテ承届タリト明言セラレタリ
証據物第四二ハ初發政府ヨリ基
四号己見合
 立金トシテ貳拾万兩ヲ會社ヘ貸與

セラレ十ヶ年ニ返納ヲ命セラレタ
リ若シ會社へ土地ヲ付與セラレタ
ルニ非レハ貸與ト云フノ義アルハ
カラサルナリ前數証ニ據レハ土地
ハ初メヨリ會社ニ付與セラレタル
モノナルトハ明白ニシテ而シテ今
マ原告ノ争フ所ノ地所ハ其全地付
與ヲ受タル全會社ノ人負ニ於テモ三

井八郎右衛門ノ私有スヘキモノナ
ルトテ信認スル所ナリ

第六款

右ノ筋合ナルカ故ニ万一該地ハ誰
ノ所有ニ屬スヘキモノナルヤニ付
テ紛議ヲ生スルトアレハ社申ト
三井八郎右衛門ノ間ニ在ルヘキト
ニテ小作人タル原告人ノ得テ言フ

ヘキ所ニアラス但シ原告人ハ己レ
モ亦社中ノ一人ナリト言ント欲ス
ルモ知ルヘカラスト雖モ決シテ原
告人ハ社中ノモノニアラス其所以
ハ全地ヲ社中各自ニ區畫ノ事ヲ開
墾局ノ允認ヲ得ノルハ明治三年十
月ニシテ原告人カ小作證書ヲ差入
タルハ其翌年ノ十二月ニ在リ故ニ

証書ノ宛名ハ三井組開墾方ト書シ
且其冒頭ニ於テ貴所様御持豊四季
ノ内移住小作仕度ト掲ケシニアラ
スマ由是觀之原告人ハ最初ヨリ三
井八郎右衛門ノ私有地タルトハ信
認シ又其小作人タルヘキヲモ甘心
セシモノニシテ而シテ會社ニ加入
セシモノニアラサルヤ瞭然タリ

第七款

此ノ如キノ條理此ノ如キノ證左
ルカ故ニ三井八郎右衛門ノ私有地
ナルヲ判然ニシテ原告人ハ地主夕
ルヲ得ヘキ權利ハ無之ト奉存候此
他ハ上告狀ニ對スル逐條ノ答辯及
ヒ別冊證據物等一々御参照ノ上公
正ノ御判決奉願候

原告人上告狀ノ答辯

第一條

原告人上告狀第一條ニ云東京上等
御裁判所御判決第一條ノ旨意ハ府
下窮民救助之道ハ相分リタレトモ
近在許多窮民救助ノ道相分リ難キ
ニ付右御判決ヲ不法ナリト申立レ
氏素ト聞墾ヲ被仰出タル御旨意ノ

要點ハ東京府下ニ在ル無籍無産ノ
窮民ヘ永ク産業ヲ授ラレタキニ在
テ在籍有産ノモノ、如キハ其眼目
トスル所ニアラス其義ハ上文第一
款中ニ開陳スル如シ故ニ御判決面
ヲ以テ敢テ不法トナスヘカラスト
奉存候

第二條

同御判決第一條中全ク民立會社ナ
ルカ故ニ小作願書及ヒ小作誌書ニ
會社役人等ノ称小作上納等ノ辞ヲ
用タリトテ之ヲ官廳ニ對スルモノ
トナスヘカラスト有之ヲ不法ノ旨
申立レ氏原告人カ差入タル小作證
書ハ 誌五 掇号 甲物 寫合 第三井組開墾方ニ宛
テタルモノニシテ決シテ官廳ニ對

スル書體ニアラス故ニ東京上等御
裁判所ノ御判決ハ不法トナスヘカ
ラスト奉存候

第三條

同第二條中自費開墾者ト債銀取小
作人トハ開墾規則上其差別アリ而
シテ原告於テ債錢ヲ受取タル以上
ハ決シテ自費開墾者ノ部分ニアラ

スト有之ヲ不法ナリトシ自ラ開墾
規則第二條ニ適當スヘキモノト申
立タリ然ルニ開墾規則第二條ハ即
チ幾坪ノ地ヲ開ケハ何百文ノ債錢
幾坪ノ草藪ヲ芥取ルハ何程ノ債錢
ト定メ或ハ飯米位ノ手當ヲ以テ地
所預リ或ハ家作造債渡シ何レモ開
墾成就ノ上ハ受作人タル條約ヲ以

テ生産ヲ立ヘシト有之此規則ニ照
セハ原告人ハ債金ヲ受取テ開墾セ
シモノナレハ受作人タルヘキハ論
ヲ俟タス其自費開墾者ニアテサル
モ亦論ヲ俟タス毫モ東京上等御裁
判所ノ判決ニ對シ之ヲ不法ト云ヘ
キ理無之ト奉存候

第四條

同御判決第二條中其自ラ云フ處ノ
往々地主タルヲ得ヘキ目的ナリシ
トハ規則第二條近傍窮民ノ部分ニ
就テ論スルモノナリ已テニ近傍窮
民ノ部分タルヲ知レル上ハ債錢ノ
少キト勞力ヲ用シトハ素ヨリ得心
ノ上取掛リシモノニテ夫カ為メ別
段ノ權利ヲ生スル筋無之トアルヲ

今又原告人ハ上告状ニ債銭ヲ受取
タルトテ規則第二條近傍窮民ノ部
分ニ就テ論スル權利ハ可有之然ル
ヲ規則第二條ニ就テ論スルヲ得難
キ御判決ニ付不法ナル旨ヲ申立タ
リ是其要旨何ノ點ニ在ルヲ知り難
シト雖氏姑ク此申立ハ規則第二條
ハ往々地主タルヲ得ヘキ權利アル

モノナリトノ旨意ト假想センカ然
ルニ該條ハ自力出来次第買取ルモ
苦シカラスト有之左スレハ真ニ地
所ヲ買ントナラハ代價ヲ拂フヘシ
之ヲ拂ハスシテ地主タラントハ能
ハサル事ニ御坐候

第五條

同御判決第三條中其小作金ヲ納ル

トテ拒メルハ元ト官有地ト心得小
作セシニ圖ラヌモ三井組ノ所有地
トナリシ趣ニ付其原因ヲ知ラサレ
ハ納メ難シト謂フト雖モ原告ニ於
テ初メ小作人タラントテ出願シヨ
リ以來諸事被告ノ支配ヲ受来リ今
モ仍テ異ナルトナシ然ハ其所有ノ
官私・拍ラヌ被告ニ對シ小作人ノ

義務ヲ盡スヘキハ当然ナリト之レ
アルヲ不法ナリト申立タリ然ルニ
右御判決ノ旨意タルヤ始メ原告カ
控訴ニ三井八郎右衛門ハ開墾局ノ
官吏ト省認メ小作金ヲ納メタルニ
後ニ其非ナルヲ知リ依テ小作金ヲ
差出ストテ拒ミタルトノ申立ニ對
シ假令其地ハ官有ナルニモヤヨ私

有ナルニモセヨ其官私ノ分別ニ依
テ小作金ヲ差拒ムノ理ハ之ナシト
辨明セラレタルモノナラン果シテ
然ラハ固ヨリ至当ノ事ニテ之ヲ不
法トナスヘカラスト奉存候況ヤ前
款已ニ開陳スル如ク原告人カ初發
差入タル小作證書面ニ於テ已テニ
三井八郎右衛門ノ私有地タルヲ認

メタルハ明瞭ニシテ官有地ト心得
小作スヘキ道理ハ固ヨリ無之トニ
御座候

第六條

同御判決第三條中該地ヲ會社へ附
與セラレシメハ固ヨリ官廳ノ處分
ニ關スル事ニテ其当否ヲ被告人ニ
對シ申立ヘキ筋ニ非スト之アルヲ

不法ナリト申立レトモ開墾會社ハ
民立ノモノニシテ三井八郎右衛門
ハ其民立會社ノ社負ナリ已テニ民
立會社ノ社負ナレハ官廳ノ處分ニ
聽從スルノモノニシテ更ニ政
務ニ関スルコトナク已テニ政務ニ関
スルコトナケレハ原告ニ向テ其当否
ヲ説明スルノ任ナク已テニ説明ス

ルノ任ナケレハ原告モ亦三井八郎
右衛門ニ向テ其当否ヲ論スヘキコ
ト無之故ニ東京上等御裁判所ノ被
告人ニ對シ申立ヘキ筋ニアラスト
ノ御判決ハ不法トナスヘカラスト
奉存候

第七條

原告人ノ申立ニ三井八郎右衛門ト

同ク開墾會社ノ社中タル原告吉田
耕太郎中村初太郎ヨリ被告立澤甚
五郎外三十卷名ハ係リ前年二十葉
裁判所ヘ訴状ヲ捧タルニ遂ニ原告
ハ官有地進退人被告ハ官有地受作
人タル証書取換ハセ濟口訶文差上
御聞濟ノ上今日其地ヲ耕シ其地ニ
住居ヲナスニ三井八郎右衛門ヨリ

原告渡辺忠兵衛ハ係ル訟ニ至テハ
之ニ反シ不公平ノ事理ナリト申立
レ氏吉田耕太郎等ト立澤甚五郎等
トノ關係ハ三井八郎右衛門ノ共知
スル所ニアラス然ルニ他人ノ事ヲ
援引シ不公平ト云フハ固ヨリ不條
理ナルノミナラス彼レハ相對示談
ノ濟口ニシテ是ハ御審理上ノ判決

ナレハ原告ニ於テ比例トスヘキ事
由ニテハ無之ト奉存候

第八條

原告人ハ三井八郎右衛門へ差入夕
ル小作證文ハ平民八郎右衛門ノ自
己へ差入タルニアラス政府御用墾
事務上ノ三井八郎右衛門へ差入夕
ルモノナリト申立レトモ第六條中

ニ辨セシ如ク三井八郎右衛門ハ曾
テ政務ニ関セシナシ況ヤ初發明
治四年十二月六反歩ノ小作証書ヲ
差入シトキハ八郎右衛門ノ私有地
タルヲ認メ又其小作人タルモ甘
心セシノ證迹分明ナリヤ加ルニ
明治五年ノ十一月ニ於テ同様ノ証
書ヲ以テ尚一町歩ノ小作ヲナシ殊

去ル明治六年ニ於テ原告人ハ高
田村秋山弥平次等ニ同意シ地所買
取并債銀受取方ニ義ヲ千葉裁判所
へ出訴ノ未遂ニ願下ヲナセトキ
貴殿御持地ノ内へ移住小作又ハ出
小作罷在候ニ付テハ約定ノ都度々
々書面差入確定致シ居候ヲ心得違
致シ云々ノ一札ヲ私へ對シ差出し

ル一モ有之
此一札ハ別冊
第七号ニ有之
愈々以テ
初メヨリ官有地ト心得シニアラサ
ル一ハ瞭然ト奉存候

第九條

前書ノ理由ナルヲ以テ東京ニ等御
裁判所ノ御判決ハ都立法ニ適セシ
モノニテ原告申立ハ不條理ト奉存
候

右之通二御堅候

右

明治十年五月廿六日

百岡晋一郎印

東京府第四區四谷本郷青木町三丁目八番地
京都府士族
寄留

差添人

田中

基印

大審院

御中

